

## みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金条例

### (設置)

第1条 みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付条例(平成21年みなかみ町条例第25号)のつなぎ資金の貸付けに要する財源に充てるため、みなかみ町まちづくり活動つなぎ資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立金相当額増加するものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (基金等の運用)

第4条 基金により生ずる収益金は、一般会計歳入歳出予算に繰り入れるものとする。

2 つなぎ資金の償還金は、基金に返還し、つなぎ資金の資金として運用するものとする。

### (処分)

第5条 この基金は、本事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

### (その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。